

一般社団法人日本雑誌広告協会 定款施行細則

平成 24 年 4 月 1 日 施行
平成 26 年 3 月 20 日 一部改正
平成 26 年 4 月 24 日 一部改正
平成 26 年 10 月 23 日 一部改正
平成 31 年 2 月 28 日 一部改正

第 1 章 総 則

- 第 1 条 一般社団法人日本雑誌広告協会の定款の円滑かつ効率的な施行を図るため、一般社団法人日本雑誌広告協会定款施行細則（以下「細則」という。）を定める。
- 第 2 条 この法人は、業務を円滑かつ効率的に施行するため、理事会を補佐する幹部会を設ける。
- 2 幹部会は、理事長及び副理事長、専務理事で構成する。
 - 3 定款の施行又は細則の実施に関し、定款又は細則に特に定めていない事項の実施については、幹部会においてこれを協議し、理事会が承認するところによるものとする。
- 第 3 条 細則を変更又は廃止するときは、理事会の決議を得なければならない。ただし、変更又は廃止する条項が、入会金及び会費の額に関するものであるときは、総会の決議を得なければならない。

第 2 章 入 退 会

- 第 4 条 定款第 6 条の規定により、会員が入会の申込みをするときは、入会申込書、入会依頼書及び企画委員会が必要とする書類を添えるものとする。
- 2 入会申込書及び入会依頼書は、理事会の決議を得て理事長が別に定めた様式とする。
- 第 5 条 正会員及び賛助会員の入会申込みは、企画委員会においてこれを審査し、その結果を理事会に報告の上、承認するものとする。
- 第 6 条 この法人は、理事会が正会員及び賛助会員の入会について承認したときは、書面をもってその結果を申込者に通知する。
- 2 前項の通知書には、入会を否決された場合を除き、申込者が納入すべき入会金及び会費の額、納入の期日、方法等を示すものとする。
 - 3 この法人は、申込者が入会金及び会費を納入したときは、会員名簿にこれを登録する。
- 第 7 条 会員が定款第 8 条、第 9 条又は第 10 条の規定によりその資格を失ったときは、名簿より抹消する。
- 2 この法人は、毎事業年度の終わりに会員名簿の記載事項を点検するも

のとする。

第3章 入会金及び会費等

第8条 入会金の額は、200,000円とする。

第9条 会費の額は、次の通りとする。

(1) 正会員 月額 28,000円

(2) 賛助会員 月額 1,500円

第10条 会費は、毎事業年度の期間を上期（4月～9月）及び下期（10月～翌年3月）に区分し、各期の最初の月の終わりまでにその期の分を納入しなければならない。

2 入会金及び会費は、この法人指定の金融機関に振り込むものとする。

3 正会員は、理事会で別に定める場合においては、この法人の事業に要する経費を分担しなければならない。

第4章 会員数

第11条 会員数は、次の通りとする。

(1) 正会員

正会員は、一つの法人又は団体につき、1名とする。

(2) 賛助会員

賛助会員は1名以上とする。

ただし、役員となっている法人又は団体の賛助会員は3名以上とする。

第5章 会議

第12条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、年間7回開催する。

3 臨時理事会は、理事から理事長に対して請求があれば開催できる。

第13条 理事長が理事会の議長の任に当れないときは、定款第22条第3項の規定により、理事会で定められた順位に従い、副理事長がこれに当る。

第6章 委員会

第14条 定款第40条の規定による常置の委員会は、次の通りとする。

(1) 企画委員会

(2) 倫理委員会

(3) PR委員会

(4) 取引・作業合理化委員会

(5) 広告問題対策委員会

(6) 財務委員会

(7) 広告賞運営委員会

(8) 会報編集委員会

(9) 国際委員会

第 15 条 委員会は、正会員、賛助会員、正会員に所属する社員をもって構成する。ただし、必要があるときは、学識経験者を加えることを妨げない。

2 なお、企画委員会、財務委員会は、正会員、賛助会員をもって構成する。

第 16 条 委員会には、正副委員長を置く。

第 17 条 委員会は、委員会が必要と認めたときは、小委員会、部会等を設け、チーフを置くことができる。

第 18 条 委員長は、理事が行うものとする。

2 委員長は、経理規程及び経理事務規則に定められた権限において職務を行う。

第 19 条 委員長は、理事会で承認する。ただし、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

第 20 条 委員は、理事長が任免する。

第 21 条 委員の任期は、役員の任期に準ずるものとする。

第 22 条 委員会は、その目的とする事項を調査、審議し又は決定する。

2 委員会において決定された結果は、理事会の決議を得て、この法人の意見とすることができる。

第 23 条 理事会は、必要に応じて委員長会議を招集することができる。

2 委員長は、委員長会議を構成し、各事業の運営に当る。

第 23 条 その他委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

第 7 章 事 務 局

第 25 条 事務局に事務局長 1 名を置く。

2 事務局長は、事務局の事務を統括する。

第 26 条 職員は、事務の処理に当る。

第 27 条 職員の就業、給与等については、当該規則に定められたところによる。

第 28 条 この法人は、関西地域における事務処理の便を図るため、関西支局を設ける。

2 関西支局に関して必要な事項は、理事会の定めるところによる。